明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三九）　一
〔告　示〕
○昭和四十九年通商産業省告示第五十九号の一部を改正する件（経済産業一二一）　三
○火薬類取締法施行規則第七十五条第五号の規定に基づく学校教育法による高等学校若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校と同等以上と認める学校を指定する件（同一二二）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○経済産業省令第三十九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項中「（三級火薬庫の場合を除く。）」の下に「及び第五項」を、「第二十五条第六号」の下に「、第二十五条の二第七号及び第九号」を加え、同条第二項中「第三項まで」の下に「及び第五項」を加える。

第二十三条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

貯蔵火薬類の数量	保安物件の種類及び保安距離				区分	単位
	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件		
	（以上）メートル	（以上）メートル	（以上）メートル	（以上）メートル		
爆薬40トン（以下）	110	170	300	340	貯蔵量に応ずる保安距離	
35	110	170	290	330		
30	100	160	270	310		
25	95	150	260	300		
20	85	140	240	270		
19	85	140	240	270		
18	85	130	230	260		
17	80	130	230	260		
16	80	130	220	250		
15	80	130	220	250		
14	75	120	210	240		
13	75	120	210	240		
12	75	120	200	230		
11	70	120	200	230		
10	70	110	190	220		
9	65	110	190	210		
8	65	100	180	200		
7	60	95	170	190		
6	60	95	160	190		
5	55	85	150	170		
4	50	80	140	160		
3	45	75	130	150		
2	40	65	110	130		
1	35	50	90	100		
0.7	30	45	80	90		
0.5	25	40	70	80		
0.3	25	35	60	70		

第二十五条の次に次の一条を加える。

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条の二　地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。